

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

X（80歳）は、数週間前から体調が悪かったために病院で検査を受けたところ、医師から「末期癌であり余命数ヶ月程度である」と宣告された。彼には介護状態にある妻A（78歳）がおり、既に子供も亡くして他に身寄りもないため、郊外の畠に囲まれた一軒家で、数百メートル離れた隣近所との付き合いもなく、時折ヘルパーさんに来てもらう以外はXがほぼ1人で身の回りの世話をしていた。Xはこのまま自分が先立てば、Aはどうなってしまうのだろうと不安になり、いっそ自分がまだ生きて体が自由になるうちに一緒に死んでしまおうと考えた。

帰宅後、Xは台所から刃渡り21cmの包丁を持ち出し、Aが寝ている寝室に赴き、Aの腹部を一度突き刺し、Aが少し呻いた後に静かになったのを見て、Aが死亡したものと思い、思い出の詰まった自分の家もろともあの世へ行こうと考え、窓にかかっていたカーテンにライターで点火したところ、背後でAの呻き声が聞こえることに気付いた。振り向くとAが苦悶しており、Xはその姿を見て我に返り、「自分は何ということをしてしまったのか、このような形でAを道連れにすることは許されることではない」と突如後悔の念にさいなまれ、Aの救命をしようと寝室から運び出した。そして助けを求めようと玄関を出たところで、ちょうど郵便配達員BがX宅の前に居たため「火事だ、妻も怪我をしている、助けてくれ」と訴えた。Bは突然のことに驚きつつも携帯電話で救急車の出動を要請し、またXの案内で寝室に向かったところ、Xが点火していたのは防炎性のカーテンであったため火は壁や天井等には燃え広がらず、カーテンの一部とカーテンがかかっていた不燃性の壁面10cm四方程度が熱の影響で炭化したにとどまった。その後、到着した救急車によりAは病院に運ばれ、適切な医療措置によって一命をとりとめたが、意識不明の重体で、話ができる状態ではなかった。医師から事情を聞かれたXは、「帰宅すると妻が怪我をしていたのです」と話したが、これは「自分が逮捕されるとAが生活に困るだろう」と考えたからであった。

Xの罪責について論じなさい。